

- 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第4条第2項の規定に基づく文書又は図画についての開示の実施方法及び個人情報の保護に関する法律施行令第22条の規定に基づく文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施方法について

〔 制定 平成18年3月30日
改正 令和5年4月1日 〕

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号）第4条第2項の規定に基づく文書又は図画についての開示の実施方法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条の規定に基づく文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施方法について次のとおり定める。

- 1 当該文書又は図画（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第15条第1項ただし書又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、2に規定するもの）の閲覧
- 2 当該文書又は図画を複写機によりA3版以下の大きさの用紙に複写したものの交付（3に掲げる方法に該当するものを除く。）ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書又は図画を複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したものの交付（3に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書又は図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- 3 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付